

特定市街化区域農地の税額の求め方

① $\text{課税標準額}(\text{価格} \times 1/3) \times \text{税率} = \text{税額}$

② ただし、今年度の価格に1/3をかけた額(=本来の課税標準額)と比べて前年度の課税標準額が低い場合には、今年度の課税標準額は次のとおりとなります。

● 前年度課税標準額が本来の課税標準額の100%未満の場合

→ $\text{前年度課税標準額} + \text{本来の課税標準額} \times 5\%$

ただし、計算した額が本来の課税標準額の20%を下回る場合には本来の課税標準額の20%相当額が課税標準額となります。